

住戸用自動火災報知設備

1 用語の定義

(1) 省令第40号

省令第40号とは、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号）をいう。

(2) 告示第19号

告示第19号とは、住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成18年消防庁告示第19号）をいう。

(3) 住戸用受信機

住戸用受信機とは、住戸用自動火災報知設備の受信機（P型3級受信機又はG P型3級受信機に限る。）であって、住戸等及び共用部分に設ける感知器から発せられた火災信号を受信した場合に、火災の発生を当該住戸等及び共用部分の関係者に報知するものをいう。

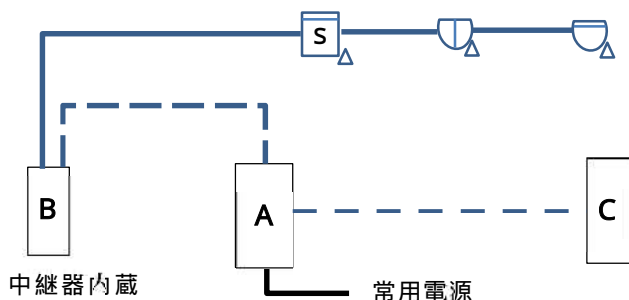
2 住戸用自動火災報知設備

(1) 概要

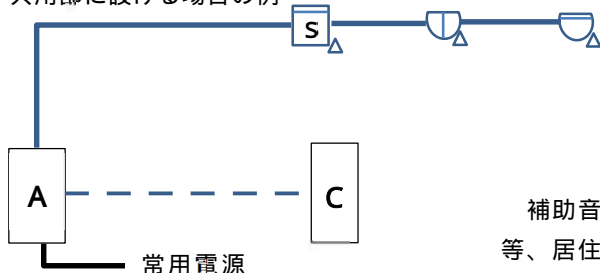
住戸用自動火災報知設備とは、一の住戸等ごとに完結する自動火災報知設備であり、感知器から発せられた火災信号を住戸用受信機に送信し、音声警報装置又は音響装置、必要に応じて補助音響装置により、火災である旨を当該住戸等の全域又は共用部分の警戒区域全域に有効に報知するとともに、戸外表示器の火災表示及び音響装置により、火災である旨を当該住戸の外部に報知するものである。

(2) 主な構成

ア 住戸等に設ける場合の例（中継器を内蔵した戸外表示器の場合）



イ 共用部に設ける場合の例



凡例

- A：共同住宅用受信機
- B：戸外表示器
- C：補助音響装置

補助音響装置は、音声警報を補完する等、居住者又は在館者に対して有効に火災の発生を報知するため、必要に応じて設ける。

(3) 警戒区域（省令40号第3条第3項第4号口及び告示第19号第3第1号）

住戸用自動火災報知設備

警戒区域は、省令40号第3条第3項第4号ロ及び告示第19号第3第1号の規定によるほか、「共同住宅用自動火災報知設備」2を準用すること。

(4) 感知器（省令40号第3条第3項第4号ハ及び告示第19号第3第2号）

ア 感知器は、省令40号第3条第3項第4号ハ及び告示第19号第3第2号の規定によるほか、「共同住宅用自動火災報知設備」3によること。

イ 倉庫等及び共用部分に設ける感知器にあつては、住戸用受信機に代えて当該部分に省令第23条及び24条の規定により自動火災報知設備を設置し、防災センター等又は管理人室（火災表示を容易に確認できる共用部分を含む。）に当該自動火災報知設備の受信機を棒ける場合に限り、当該受信機に直接接続することができるものであること。

(5) 中継器（告示第19号第3第3号）

中継器は、告示第19号第3第3号の規定によるほか、「共同住宅用自動火災報知設備」4によること。

(6) 配線（告示第19号第3第4号）

配線及び工事方法等は、告示第19号第3第4号の規定によるほか、「共同住宅用自動火災報知設備」5によること。

(7) 住戸用受信機（告示第19号第3第5号）

住戸用受信機は、告示第3第5号の規定によるほか、インターフォン機能等、住宅情報盤としての機能を併せ持つものとするができること。

(8) 電源（告示第19号第3第6号）

電源は、告示第19号第3第5号の規定によるほか、住戸用受信機としてGP型3級受信機を設け、ガス漏れ検知器からの信号を受信できるものにあつては、当該ガス漏れ検知器の電源は、GP型3級受信機の電源と同じ幹線からとることとして差し支えないものであること。

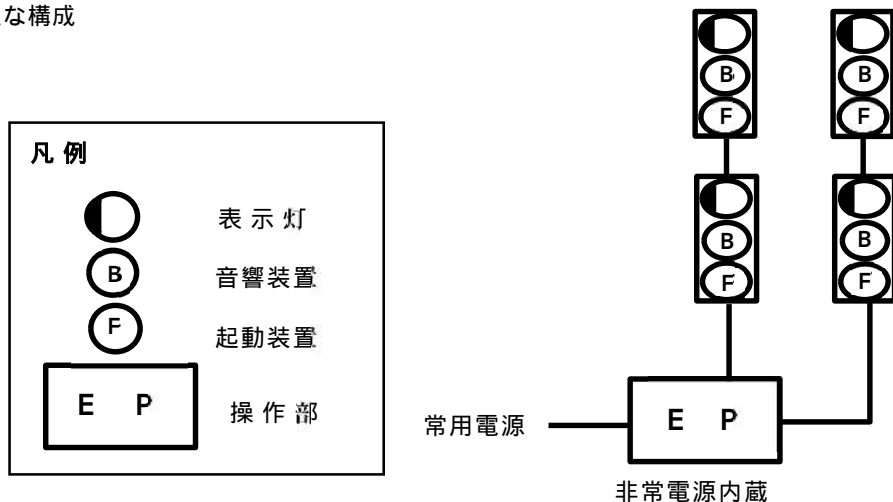
(9) 音声警報装置（告示第19号第3第7号）

音声警報装置は、告示第19号第3第7号の規定によるほか、次によること。

告示第19号第3第7号（2）に規定する「有効に音声警報又は音響警報が伝わらないおそれのある部分」とは、メゾネット型住戸又は住戸、共用室及び管理人室で床面積が150㎡を超えるものであること。

3 共同住宅用非常警報設備（省令第40号第3条第3項第4号ホ及びへ並びに告示第19号第4）

(1) 主な構成



(2) 設置場所（省令第40号第3条第3項第4号ホ）

福井市消防用設備等に関する審査基準

住戸用自動火災報知設備

省令第40号第3条第3項第4号ホに規定する「直接外気に開放されていない共用部分」は、常時外気に開放されている部分から5m以上離れた部分が該当するものであること。

(3) 機器

ア 共同住宅用非常警報設備は、非常警報告示に適合するもの又は認定品のものとする。

イ 次に掲げる場所に起動装置を設ける場合は、防爆型、防食型、防雨型又は適当な防護措置を施すこと。

(ア) 腐食性ガス等の発生するおそれのある場所

(イ) 可燃性ガス、粉じん等が滞留するおそれのある場所

(ウ) 開放型の廊下等で雨水等が浸入するおそれのある場所

(4) 起動装置（告示第19号第4第2号）

起動装置は、告示第19号第4第2号によるほか、次によること。

ア 操作上支障となる障害物がない箇所に設けること。

イ 告示第19号第4第2号に規定する「各階ごとに、階段付近に設けること」とは、階段から5m以内の廊下又は踊場の位置をいうものであること。

4 その他

(1) 「共同住宅用自動火災報知設備」11(1)、(2)を準用すること。

(2) 直接外気に開放されていない共用部分及び倉庫等に設置する感知器にあっては、住戸用受信機に代えて当該部分に令第21条に規定する自動火災報知設備の受信機を防災センター等に設置した場合に限り、当該受信機に接続することができること。

(3) 特定共同住宅等の住戸、共用室及び管理人室に住戸用自動火災報知設備を設置するとともに、共用部分に令第21条に規定する自動火災報知設備を設置し、発信機、地区音響装置、表示灯（非常電源付き）を設けた場合は、共同住宅用非常警報設備を設置しなくてもよいこと。

(4) 階段室型特定共同住宅等に設置する共同住宅用非常警報設備の鳴動方式にあっては、階段室等ごとに鳴動させる方式としてよいこと。